

**登録モデル名簿利用  
東京地裁平成26年4月17日**

**【事案の概要】**

原告)モデルやタレントのマネジメント会社

被告A、Bは元従業員

被告)Y: 被告Aを代取、Bを取締役とする新規設立会社

原告の請求)

- ①Y,A,BがXの営業秘密である登録モデルの個人情報  
を凶利加害目的で利用し、Xの営業上の利益を侵害
- ②被告ABが秘密保持義務を負う秘密情報である登録  
モデルの個人情報を利用した
- ③被告らは不競法2条1項7号の不正競争の共同不法  
行為による損賠又は債務不履行による損賠

**事実関係)**

- 原告は登録モデルにつき、詳細な個人情報の  
データベースを社内共有にて運用
- 原告は、東日本大震災を受け、緊急事態に備え、  
従業員がモデルの氏名、連絡先をDLできるよう  
にし、ABはこれをDL
- 原告会社就業規則に秘密管理事項あり(退職後  
にも適用)
- AB退職時に情報を全て返還したこと、及び退職  
後も秘密情報を守る旨の誓約書提出
- 被告会社は会社設立5ヶ月後に原告登録モデ  
ル56名を含む64名、その半年後原告の登録モ  
デル84名を含む124名のモデルと専属又は登録  
モデル契約を締結

## 登録モデル情報の秘密管理性

原告の主張)

- ・データ入力作業担当者、データベースへのアクセス権の付与先を限定。ID、パスワード付与
- ・自動入力機能はあったが、30分でオートログアウト



被告の主張)

- ・入力は他の従業員も担当させていた
- ・従業員なら誰でもアクセスできた
- ・オートログアウトは、他の従業員にマウスを動かすなどして上記機能を回避する習慣があり、役員も黙認
- ・印刷物が放置、裏紙利用、無施錠の棚に保管

## 秘密管理性についての裁判所の判断

- ・原告のデータベースの運用、業務内容、就業規則などを考慮すれば、登録モデル情報が秘密であると容易に認識することができる
- ・アクセス権限者を制限し、接した者に対し、秘密であると容易に認識することができるようにしていた

- 
**秘密管理性あり**  
 (被告の主張事実は認定できない)

## (おまけ1) 損害認定

- 原告は被告らの不正競争がなければ、自己の登録モデルを出演させ、これにより利益を得ることができたと認められる
- ↓
- 被告会社の利益の額を原告の損害額と推定

## (おまけ2) 守秘義務誓約書との関係

- 本件における当事者らの主張
  - 原告) 従業員に対し、就業規則29条や退職の際に提出する誓約書で秘密保持義務を課していた。
    - であるから、秘密として管理されていた  
(秘密管理性の要件として主張か?)
  - 被告) 秘密として管理されていなかったから、本件各誓約書上の秘密情報に当たらない
    - 秘密管理性がないと、誓約書上の義務も発生しない?

## (おまけ2) 守秘義務誓約書との関係

- 裁判所の判断
  - 営業秘密該当性を認めているため、守秘義務誓約書との関係について判断せず

## (おまけ2) 守秘義務誓約書との関係

- 守秘義務との関係での類似裁判例)
  - 知財高裁H26.8.6(パチンコスロット用プログラム)
    - 不競防止法上の「営業秘密」に当たらないとしても、「従業員として…業務上の秘密は、…退職後といえども一切漏洩しないこと」を誓約しているから、…当該契約の内容に応じた秘密保持義務を負い、労働契約に基づいて信義則上発生する付随義務として守秘義務を負う
  - 秘密管理の欠如を理由に、…「上記労働契約書の『業務上の機密』には当たらず、また、労働契約に基づいて信義則上発生する付随義務としての守秘義務の対象たり得ない」

## (おまけ2) 守秘義務誓約書との関係

- 守秘義務との関係での類似裁判例
  - 東京地判(H23.9.29)オキシールヘルス事件

詳細は別レジюме参照

裁判所:

守秘義務違反を認める

原告の就業規則、秘密管理規定、機密保持誓約書に「原告の許可なく顧客情報を開示することを禁じる旨が規定されていたのであるから、…原告の許可を得て開示すべきであった」

…開示したことに正当な理由があるとはいえない

営業秘密は否定

顧客情報は、秘密として管理されていたとはいえず、…営業秘密には当たらないといわざるを得ない。

## (おまけ2) 守秘義務誓約書との関係

- 従業員との守秘義務に関する誓約書が  
営業秘密とは別に有用となる場面は？